

平成 31 年
第 1 回 定 例 会

所 信 表 明

(附 提 案 説 明)

尾 鷲 市

(登壇)

(はじめに)

それでは、2019年度（平成31年度）当初予算を含めた諸議案についての説明に先立ちまして、所信の一端を申し述べ、議員各位並びに市民の皆さまの深いご理解を賜りますとともに、今後の市政運営に対しまして、格別のご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本市では、「第6次尾鷲市総合計画後期基本計画」のもと、2021年度までの5か年の取り組み方針を定め、「おわせ人^{ひと}づくり」を重点的な取り組みとしながら、政策分野全般を横断し、人口減少、超高齢社会等に対応した施策を、総合的・一体的に進め、将来都市像である「共に創り 未来につなぐ 誇れるまち おわせ」の実現に向け、力を尽くしてまいりたいと考えているところであります。

このような中、各施策を推進するにあたり、職員一人ひとりの意識改革はもとより、業務の改善・改革といった職員の自主的・主体的な行動が、より一層重要視されるところであります。

そこで、新年度の職員の働き方のキーワードに、「SAT（サット）スピード感を持って、アグレッシブ 積極果敢に、タイム 時間軸を定め取り組む。」を掲げ、重点的な課題に対し、全庁一丸となって取り組み、「活力ある豊かなまち－尾鷲」を目指していく所存であります。

(財政健全化)

先ず、財政健全化についてであります。

2019年度当初予算編成につきましては、減少傾向にある市税収入や、財政調整基金の大幅な減少による危機的な財政状況のなか、2021年度までの3年間の財政見通しを公表し、一般財源2億5千万円の削減を目標に掲げ、全庁あげて取り組んだところであります。

しかしながら、今後も厳しい財政状況が続くなか、緊縮財政政策

の実行は避けられず、痛みを伴う判断により、市民の皆さまにもご理解をいただかなければならない場面もあるものと考えております。

防災対策、福祉施策や教育施策など、市民の皆さまに対する行政サービスの維持に努めるとともに、今後も、より一層、効率的・効果的な行政運営を目指し、引き続き財政の健全化に向けて取り組んでまいりますので、議員の皆さま、市民の皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

（おわせ S E A モデル）

次に、おわせ S E A モデルについてであります。

現在、「おわせ S E A モデル協議会」におきましては、広大な発電所用地の活用について、尾鷲の再生を担う重要な位置づけと捉え、市民の皆さまからいただいた多くのご意見・ご提案を踏まえながら協議を進め、本年3月にグランドデザインを策定いたします。

本市といたしましては、木質バイオマス発電や広域ゴミ処理施設を核とする地産地消エネルギーを、尾鷲三田火力発電所構内から創出し、そのエネルギーをもって地域活性化へとつなぐ「おわせ S E A モデル」を構築し、市内外にモデル事業として発信したいと考えております。

今後、策定するグランドデザインのコンセプトに基づき、地産地消エネルギーによる産業の振興、また、「自然豊かな尾鷲」の魅力を活かした集客交流人口の増加に向け、実行可能な事業の検討を進めながら、事業計画の策定について、積極果敢に取り組んでまいります。

（防災対策）

次に防災・減災対策についてであります。

自然現象による災害の発生全てを防ぎきることはできないことを直視した上で、被害の最小化及び被害からの迅速な回復を図るといふ、いわゆる「減災」の考え方に基づき、対策を講じる必要があります。

ます。

先ず、風水害対策では、台風の襲来が平年の2倍となりました本年度の防災対応において、およそ1,500袋もの土囊^{どのおう}が活用されたこと、暴風による建物被害が多数発生したことから、各地区への土囊^{どのおう}分散配備の徹底と、暴風に備える意識啓発も強化してまいります。

また、台風等気象情報を速やかに収集し、あらゆる情報伝達手段をもって、命を守るための防災情報を発信してまいりますので、市民の皆さまにおかれましては、ご自身をはじめ、家族や家屋を守る行動を速やかに行い、暴風雨に備えていただきますようお願いいたします。

次に、地震津波対策におきましては、東日本大震災において、大津波の危機を逃れた被災者が、長引く避難生活による心身の疲労や、持病の悪化によって亡くなるという「災害関連死」が大きな問題となりました。

このことを受け、避難所の開設から長期にわたる運営が、特定の方のみに負担を強いることなく、避難者が少しでも過ごしやすく、元気に避難生活を送る事が出来るよう、各避難所の運営マニュアルを作成していくこととしております。

現在、尾鷲市福祉保健センターにおいて、昨年3月に作成した「尾鷲市避難所運営マニュアル」に基づき、住民主導による検討を重ねており、今後は、この取り組みをモデルとして、他の避難所へ水平展開してまいります。

次に、防災情報や行政情報を伝達する防災行政無線につきましては、電波法改正により現在運用しているアナログ式は、2022年12月以降使用できなくなることから、デジタル式の防災行政無線を新たに整備してまいります。

本年度は、基本設計を実施したところであり、新年度から2か年で、詳細設計と本体工事を実施してまいりたいと考えております。

防災・減災対策につきましては、平時において土砂災害や地震・

津波災害を想定した訓練を通じ、防災関係機関が顔の見える関係を築き、発災時に速やかに応急対応ができる体制を整えておくこと、また、市民の皆さま一人ひとりの自然災害の危険性の認識とそれに対する備えを整えておくことが、本市の大きな防災力・減災力になると確信しておりますので、引き続き様々な防災対策を推進してまいります。

（市庁舎の耐震補強事業）

次に、市庁舎の耐震補強事業についてであります。

南海トラフ巨大地震の発生確率が上がっているなか、市庁舎が災害時における防災拠点となるべき施設として、市公共施設の中でも耐震改修が必要な優先順位の高い施設と位置づけられておりますが、子どもたちの命が最優先との考えのもと、市内小中学校の耐震補強や、津波浸水域にある保育園の高台移転を先行することにより、財源等の問題から先延ばしとなっております。

しかしながら、平成28年の熊本地震では、被災した市役所や町役場の庁舎が使用できなくなり、行政機能が麻痺する事態となったため、本市でも多くの方々から新庁舎建設の要望が出され、昨年度に耐震診断を実施した結果、構造耐震指標が基準を下回ったものの、コンクリート強度が建設当時の推定設計基準強度を上回ることが確認されました。

この結果を受け、市庁舎の新築・移転、分庁といった選択肢に加え、耐震補強工事についても検討してまいりましたが、本市の財政状況も勘案し、交付率の高い「緊急防災・減災事業債」を活用した現庁舎の耐震補強工事が、現状における最良の方法であると判断いたしました。

市庁舎におきましては、発災後の復興に向けた業務の継続が非常に重要であることから、地震等災害に備える本庁機能維持・確保の整備を進めてまいります。

(健康づくりの推進)

次に、健康づくりの推進についてであります。

本市では、「地域力を生かした健康づくり事業の充実と、健康寿命の延伸」をめざす「尾鷲市健康増進計画」のもと、「生活習慣病・メンタルヘルス」などについて、市民の皆さま及び各団体と「尾鷲健康増進の会」を組織しながら普及啓発を行っておりますが、新年度からは、現在策定中の「第2期尾鷲市健康増進計画及び第1期尾鷲市自殺対策計画」のもと、「健康寿命の延伸」に向けた取り組みを一層充実させてまいります。

新たな計画では、「生活習慣病の重症化予防」と「メンタルヘルスの推進」を重点施策として掲げ、若い世代からの健診受診、食生活及び運動習慣の改善、うつ予防の重要性などについて普及啓発に取り組んでまいります。

なかでも、新たに取り組む「健康増進及び医療費削減強化事業」では、紀北医師会をはじめとする関係機関や事業所等と連携し、生活習慣病予防を医療費削減につなげるための尾鷲市版プログラムを作成し、継続的な支援を実施してまいります。

また、自殺対策では、「生きるための包括支援」として、高齢者や生活困窮者等への支援を行うとともに、地域全体で自殺をなくすための地域ネットワークの強化や人材の育成、児童生徒への教育など、市民の皆さまへの普及啓発に努めてまいります。

加えて、感染症対策では、患者の増加が懸念されている風疹について、発生及びまん延の予防対策を強化するため、抗体保有率が低い昭和37年4月2日から昭和54年4月1日に生まれた男性につきまして、抗体検査及び、陰性者に対する予防接種を実施するなど、一層の予防対策に取り組んでまいります。

次に、健康ウォーキング事業では、ウォーキングサポーターを中心に地区会等と協働で開催し、健康増進に取り組んでおります。

また、2021年開催の「三重とこわか国体」では、デモンストレーションスポーツとなっていることから、市民の皆さまへの一層の普及に努めてまいります。

加えて、「ヘルスケア事業」として注目されている、三木里海岸を活用したタラソウォーキングは、海岸沿いの気候を活用した効果的な健康づくり活動が好評を得ていることから、これを活用し、市外からの集客・誘客につなげる取り組みを進めてまいります。

(尾鷲総合病院の維持・存続)

次に、尾鷲総合病院の維持・存続についてであります。

当病院の診療圏である東紀州地域においては、人口減少や少子高齢化の急速な進展に伴い、医療需要が減少してきており、今後も、さらに減少することが見込まれております。

そうした中で、当病院の経営状況は、この医療需要の減少に伴う患者数の減などにより、年々厳しくなっており、本年度決算においては資金不足比率が算定される見込みであり、持続可能な経営を確保しきれていない状況にあります。

しかしながら、当病院は、地域の皆さまの安心なくらしを守るため、「地域になくてはならない病院」として、地域の医療需要に沿った適切な医療提供体制を構築するとともに、経営の健全化を図っていく必要があります。

また、人口減少や道路整備の進展に伴う医療需要の減少、当病院の厳しい経営状況、本市の厳しい財政状況、さらには、患者さんの受療状況を踏まえると、近隣自治体の協力を得ることが不可欠であると考えております。

このため、新年度においては、療養病棟を東紀州地域で不足している、回復期機能を持つ地域包括ケア病棟に転換し、急性期での治療を受けて症状が安定した患者さんが安心して、自宅や施設に戻るよう支援を行うとともに、医業収益の増加を図ります。

また、2020年度からのDPC制度への参加に向け、適切なデータの作成や病院情報の公表などに取り組んでまいります。

さらに、当病院の広域化について、近隣自治体の関与のあり方について、検討を始めたいと考えております。

次に、「尾鷲総合病院 新改革プラン」についてであります。

現在、当病院は、2017年度からの4か年を計画期間とした「尾鷲総合病院 新改革プラン」に基づき、病院運営を進めているところであります。

しかしながら、昨年度及び本年度の経営状況を見ると、人口減少による患者数の減に伴い収益が減少し、収支計画と実績に乖離^{かいり}が見られることから、新年度の地域包括ケア病棟の運用状況や2020年度からのDPC制度への参加等を踏まえ、新年度に新改革プランの見直しを行ってまいります。

今後、当病院を取り巻く環境はますます厳しくなることが想定されるところでありますが、医業収益の確保や、更なる経費削減等の経営改善を行い、経営を安定化させることにより、東紀州地域の中核病院として、地域の皆さまがいつでも安心して受診していただける病院づくりを目指してまいります。

（高齢者保健福祉の推進）

次に、高齢者保健福祉の推進についてであります。

高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らし続けるため、地域全体で支え合う「地域包括ケアシステム」の構築は、本市の喫緊の課題であり、現在、紀北町、紀北広域連合及び地域包括支援センターに加え、関係機関や市民の皆さまと協働しながら取り組みを進めております。

はじめに、高齢者が住み慣れた地域で、安心して生活するための支援として、「買い物や移動支援」、「見守りやごみ出し」、「高齢者の集いの場としてのサロン」等について、新たな仕組みづくりを支援する「生活支援体制整備事業」では、行政と地区住民、集落支援員

などが連携し、持続可能な仕組みを構築するとともに、元気な高齢者が活躍できる地域づくりを目指して、尾鷲市社会福祉協議会及び各地区、関係機関と連携して取り組んでおります。

なかでも、九鬼地区におきましては、地区住民が主体となり、移動支援やごみ出し支援など、地区住民自らが互いに支え合う仕組みとして「九鬼生活支援ネットワーク」を会員制で設立し、新年度からの本格実施に向け、現在実証実験を行っております。

また、三木浦や梶賀地区の集落支援員も含め、定期的に情報交換を行っており、今後も各地区における課題を解決するため、地区住民と関係機関が連携して進めることにより、各地区のニーズに合った支援体制の構築を進めてまいります。

なお、新年度には三木里地区におきましても、買い物支援や生活交通の確保、高齢者のコミュニケーション機会の創出など、複合的な対策を推進していくため、集落支援員を配置してまいります。

次に、「在宅医療介護連携事業」につきましては、本年度、尾鷲総合病院に開設した「紀北在宅医療介護連携支援センター」を中心に、医療及び介護従事者との事例検討会や研修会を開催し、連携体制づくりに取り組んでまいりました。

また、看取りをテーマとした「住民公開講座」を開催するなど、在宅医療介護連携の重要性についての普及啓発にも取り組んでまいりました。

新年度におきましても、在宅医療介護連携の体制強化を図るとともに、終末期の医療について、患者を主体とし、家族やかかりつけ医などのサポートを受けながら自ら意思決定を行う「アドバンス・ケア・プランニング」についても、市民の皆さまへの普及啓発に努めてまいります。

続いて、認知症総合推進事業では、本年度、医師及び保健師等による「認知症初期集中支援チーム」を設置し、専門医療機関との連携、相談と見守り体制の構築により、早期診断と早期治療につなげ、認知症高齢者の在宅生活支援に取り組んでおります。

また、認知症の状態や利用できるサービスの情報を分かりやすくまとめた「認知症ケアパス」を作成したことにより、認知症を正しく理解し、早期支援につなげるとともに、「認知症サポーター」の養成と合わせて、今後も引き続き本人や家族への支援に努めてまいります。

これらの取り組みに加えて、高齢者の見守りに関する「尾鷲市高齢者等ＳＯＳネットワーク事業」や「配食サービス」、介護予防につなげる「介護予防教室」や「スクエアステップ事業」などを活用しながら、地域全体で見守り支える仕組みを一層充実させてまいります。

（障がい者福祉の推進）

次に、障がい者福祉の推進についてであります。

本市の障がい者施策につきましては、「ともに支え合い、ともに暮らすことのできる地域づくり」を基本目標に、本年度より３か年の計画期間で進められている、「第４期紀北地域障がい者福祉計画及び第５期尾鷲市障がい福祉計画」に沿って進めております。

これらの計画における重点施策として、一人ひとりに合った働き方ができるよう、支援体制の充実を図り、多様な就労の場を確保する「就労及び雇用の支援」や、地域で安心して生活ができるよう、グループホーム等の居住環境の整備に努める「住まいの確保」、さらに、障がいを早期に発見し、一人ひとりに合った途切れのない発達支援を目指す「障がい児支援の充実」などに取り組み、多様化する支援のニーズに対応しながら、障がい者の自立及び社会参加を進めてまいります。

（生活保障の確保）

次に、生活保障の確保についてであります。

生活保護制度に加え、「生活困窮者自立支援法」の施行に伴い、尾鷲市社会福祉協議会と連携しながら、生活が困窮している人の自立促進を図るための生活困窮者施策に取り組んでおります。

その内容として、包括的な相談支援を行う「自立相談支援事業」、離職により住宅を失った場合に、家賃相当額を一定期間支給する「住宅確保給付金事業」、家計に問題を抱える生活困窮者への家計再生計画などを作成する「家計相談支援事業」のほか、「被保護者就労支援事業」など、自立に向けた支援の充実に取り組んでおります。

これらの取り組みにより、生活困窮者が生活保護に陥ることを未然に防ぐ成果に結びついており、今後も、生活困窮者施策を経済的困窮という視点だけでなく、社会的孤立を防ぎ、真の自立につなげる新たなセーフティネットとして、寄り添い型の支援を継続してまいります。

（水産業・関連産業の振興）

次に、水産業・関連産業の振興についてであります。

本市の水産業は、漁船漁業での水揚げの減少や魚類養殖業も含めた漁業生産量の減少に加え、輸入水産物の増加や消費者の魚離れなどにより魚価の低迷が続くなか、漁業経費の増加や、高齢化、担い手不足などにより、依然として厳しい状況となっております。

このような中、昨年、水産事業再生プロジェクトにおきまして、短期から中・長期的な施策を検討し、5か年のロードマップとして具体的な方向性を示し、取り組みを進めているところであります。

これまで、漁業者が積極的に取り組んでいる高鮮度保持技術の実践拡大を支援するため、漁業者、研究機関などと連携し、四季の旬魚の活いけじめめや科学データを活用した旬の定量化などに取り組んでおります。

今後も、漁業者の所得向上に向け、付加価値を高める工夫や技術支援を継続するとともに、「おわせの魚」のおいしさの情報発信等を進めてまいります。

また、漁業の担い手の確保、育成につきましては、漁業への就業意欲のある若者を幅広く対象とし、県内外で開催される就業フェアを活用した情報発信等を行い、尾鷲市漁業体験教室の開催や早田漁師塾の運営支援に加え、定置網漁業への就業を目的とした漁業長期研修への支援など、地域や関係者と連携した受入体制の整備を進めております。

これまでに、新規就業や地域への定住にもつながりつつあることから、引き続き県や関係機関と連携して、若者などの就業・就労への取り組みに支援を行ってまいります。

一方、国におきましては、水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上と年齢バランスの取れた漁業就業構造を確立することを目指して、新たな資源管理システムの構築や、海面利用制度の見直しなどを柱とした「水産政策の改革」に即した法整備等が進められていることから、意欲を持って漁業を継続できるよう、水産政策の改革に的確に対応してまいります。

今後におきましても、地域資源である多種多様な水産物の特徴を活かした振興を目指し、水産資源を支える藻場・干潟^{もば ひがた}の再生整備や資源増大を図るとともに、消費者の方に喜んでいただける「おわせの魚」の高付加価値化を支援し、知名度向上、情報発信などを進めてまいります。

次に、水産基盤整備におきましては、水産業の健全な発展及び水産物の安定供給を図るため、老朽化の進んでいる漁港施設について保全工事をおこなうことにより、施設の長寿命化を図りつつ更新コストの平準化、縮減を図っております。

須賀利漁港における機能保全工事が今年度末で完了する予定であることから、新年度からは行野浦漁港において整備を進めてまいります。

（農業・関連産業の振興）

次に、農業・関連産業の振興についてであります。

本市の農業は、農家の高齢化や担い手不足などにより、依然として厳しい状況であります。新しい農業者によって遊休農地を耕作地とするなど活動をしていただいております。本市の農業振興にとって喜ばしいことでもあります。

このような中、次世代を担う農業者となることを志している新規就農者に対して、就農意欲の喚起及び就農後の定着を図ることを目的に、「農業次世代人材投資事業」を継続実施してまいります。

この制度では、新規就農者が将来的に農業で生計を立てられるよう、県・市・農業委員会などによる支援を行うこととしており、今後の遊休農地の解消や地区の活性化等につながるものと考えております。

また、引き続き急傾斜農地における営農活動、農地の保全や農道等の維持・管理の取り組みを支援することを目的とした「中山間地域等直接支払事業」や、農業の持つ自然環境の保全や、美しい風景の形成といった多面的機能を確保していくことを目的とした「多面的機能支払交付金事業」を実施してまいります。

（林業・関連産業の振興）

次に、林業・関連産業の振興についてであります。

本地域はヒノキに特化した林業地であり、小規模な製材所が丁寧な製材を行うことで、高品質なヒノキ材を産み出してまいりました。

しかしながら、近年木材価格の低迷や高品質材の需要量の減少により、尾鷲ヒノキのブランドの伸展、付加価値の高い商品づくり、並びに販路拡大の取り組みが必要な状況となっております。

このような中、尾鷲ヒノキ販路開発プロジェクトチームにおきましては、市内の木材関係団体と市が一体となり、付加価値の高い商品づくりを実施していくとともに、取引先の確保等、販路の拡大を目指し、本プロジェクトを推進しているところであります。

現在、尾鷲林政推進協議会では「尾鷲ヒノキ林業」が日本農業遺産に認定されたことによる保全計画に基づき、環境に配慮した持続

可能な森林である F S C 森林認証林の拡大を目指しており、昨年 12 月には、本市、紀北町と森林組合おわせの 3 者によるグループ化を行い、F S C グループ認証の審査を受け、来月末頃に認定の結果が届く予定となっております。

国際基準である F S C 森林認証については、世界的に環境問題が重視されていることから、国際的な事業における会場設営等の木材調達に森林認証材が優先されるなど、国内においても徐々に浸透が図られてきております。

今後は、勉強会等の普及啓発活動を行い、本地域の民有林所有者への F S C グループ認証の参加を促すことで、他地域との差別化を図り、林業界の活性化につなげてまいりたいと考えております。

次に、「みえ森と緑の県民税市町交付金」を活用した取り組みといたしましては、引き続き市内の保育園等に対し尾鷲ヒノキ製遊具の整備を行い、木育事業を推進してまいります。

その他、安全・安心な生活環境の構築を図るため、自治会や地区会などが事業主体となり、危険木を緊急に伐採する費用の一部を補助する「人家裏等危険木伐採事業」を引き続き実施するとともに、中村山公園において、多くの市民の皆さまが自然に触れることができるよう、枯損木こそんぼくの除去等を行い、自然豊かな生活環境を提供してまいります。

次に、「林道基盤整備事業」におきましては、林道は山地災害や公益的機能の維持を図るために不可欠であり、また、木材の生産や運搬において欠くことのできない施設であります。

このことから「農山漁村地域整備交付金」を活用した市管理林道における、林道橋梁老朽化に伴う修繕工事を実施しており、林道橋梁施設の長寿命化を図っております。

現在 39 橋のうち 16 橋について完了しており、新年度も継続して実施してまいります。

(商工業の振興)

次に、海洋深層水事業についてであります。

取水分水施設であるアクアステーションの管理運営につきまして、これまでの指定管理者による管理運営から、職員常駐による直営の管理運営にし、みえ尾鷲海洋深層水の利活用を推進してまいります。

今後、県の関係セクションとの連携も図りながら、食品事業者等へのPR、及び金融機関が主催するマッチング商談会等での紹介による販路拡大を行うとともに、深層水フェスタをはじめとした各種体験交流イベント開催により、市内外のより多くの皆さまに、海洋深層水やアクアステーションを活用していただけるよう取り組んでまいります。

次に、食の産業開発事業についてであります。

本市の独自性ある地域資源を活用し、食をテーマとした付加価値の高い新たな商品やサービスを生み出しながら、地域産業を活性化し、新たな産業や仕事を創生していくため、尾鷲商工会議所と連携し、国の地方創生推進交付金も活用しながら、食品表示法など商品販売に関する法改正への対応、新商品開発、販路開拓等の事業者への支援を行ってまいります。

また、東紀州地域振興公社などと連携したプロモーション活動、各実行委員会等で積極的に取り組まれております「尾鷲旬のコツまみバル」や「おわせ棒」等の食の関連イベントと相乗効果を上げながら、「尾鷲の食」の魅力を情報発信し、楽しんでいただくことで、「食のまち尾鷲」としてのブランド化につなげてまいりたいと考えております。

（観光業の振興）

次に、観光業の振興についてであります。

新年度では、これまでの「観光事業再構築プロジェクト」における検討内容を、一つでも多く進めていくことで、具体的な効果を創出してまいります。

先ず、熊野古道の世界遺産登録15周年にあたり、「紀伊山地の霊場と参詣道^{みち}」における伊勢路の中で、特に本市に点在している大岩や祠^{ほこら}、石像などの史跡、名勝に着眼し、その価値を世界遺産との関連性も踏まえて考察し、その成果を本市の魅力として発信するため、吉野、熊野、高野の三霊場の現代表、元代表の方々や、熊野古道の研究者として著名な人類学者をお招きし、本年9月にシンポジウムを開催いたします。

その他、15周年関連として、県と伊勢路沿線10市町が連携しあうとともに、本市におきましても、既存イベントにも冠を乗せるなどとして、盛り上げてまいりたいと考えております。

また、観光事業再構築プロジェクトで検討された、本市を訪れてもらうための魅力として、ウォーキングやトレイル、カヤック、釣りなどの「自然の魅力」、浦々やまちなか路地などに象徴される「町の魅力」、それを取り巻く「食の魅力」など、これらを中心に据えた観光商品を造成いたします。

併せて、関連する組織、団体、地域などの受皿づくりも造成し、旅行会社やマスコミなどのエージェントや、SNSなどで拡散力の高い人や、ネットワークと連携した仕掛けづくりを行い、本市ならではの魅力を発信することで、国内外の誘客につなげてまいります。

(子育て支援の推進)

次に、子育て支援の推進についてであります。

本市では、妊娠期から子育て期にわたる途切れのない支援体制を構築し、定住移住につなげる「子育てしたい・しやすいまちづくり」に向け、「尾鷲市子ども・子育て支援事業計画」に沿って、保護者のニーズに合わせた子育て支援に取り組んでおります。

本年度、福祉保健センターに「子育て支援のワンストップ拠点」として開設した「子育て世代包括支援センター」では、母子保健から子育て支援、児童発達支援、児童虐待防止などを連携させること

により、保護者のニーズに対応した「子育て支援」に取り組んでおります。

同センターでは、子育てサポーターなどと連携し、「親子の居場所」や「相談しやすい場所」づくりを進めており、以前に比べ、多くの親子にご利用いただいております。

また、本年度から「一時預かり保育事業」の実施や、子ども医療費助成事業の中学生への対象拡大を行ってまいりましたが、新年度におきましても、未就学児の医療費助成につきまして、9月受診分から窓口での負担を無償化するなど、今後も児童及び保護者のニーズに合わせた子育て支援を実施してまいります。

一方、「幼児教育・保育の無償化」につきましても、保育園及び幼稚園等に通う、3歳から5歳までのすべての子ども、及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもを対象に、本年10月から実施し、子どもたちに質の高い幼児教育・保育を提供するとともに、経済的負担の軽減により、子育て支援の充実に取り組んでまいります。

さらに、発達への支援が必要な児童につきましても、早期からの途切れのない支援が重要なため、市内の保育園及び幼稚園と協力し、県が開発した早期発見・支援のツールである「CLMと個別の指導計画」を活用しながら、子どもの発達に合わせた支援を行っております。

新年度におきましても、児童の健やかな育ちを支援するため、保健・福祉・教育が一層連携し、本指導計画を活用した継続支援に努めてまいります。

これら子育て支援施策の指針となる「尾鷲市子ども・子育て支援事業計画」につきましても、新年度で第1次計画が終了となることから、計画期間の実績や課題、子育て世代へのアンケート調査結果を踏まえ、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を目指し、次期計画の策定に取り組んでまいります。

（学校教育の充実）

次に、学校教育の充実についてであります。

本市における本年度の全国学力学習状況調査の結果であります。小学校国語科では「文章を正しく読み取ること」、算数科では「図形」に関する問題について、また、中学校国語科では「文章を読み、内容を整理して書くこと」、数学科では「空間図形の読み取り」などが課題として挙げられております。

これらの課題解決のために、県教育委員会教育支援事務所等の協力を得ながら、組織的な授業改善の取り組みを進めてまいります。

また、小、中学校においては、算数科、数学科で習熟度別指導を取り入れるなど、子どもたち一人ひとりの課題に応じた、指導方法の工夫について研究を進め、併せて各学校において研究授業や学習発表会を開催し、子どもたちが意欲的・自主的に学習に取り組める授業づくりに努めてまいります。

一方、全国的に特別な支援を要する児童生徒が、年々増加する傾向にありますが、本市におきましても、特別な教育ニーズがある子どもたち一人ひとりの教育と、安全・安心を保障するための支援を行うために、特別支援教育サポーターを配置しております。

さらに、子どもたちの基礎学力の定着と向上を図るために、学びのサポーターをはじめ、学習支援ボランティアを活用した「放課後学び場づくり」の推進など、それぞれの学校の実態に応じて、さらなる学習環境の整備と学習支援の強化を図ってまいります。

（賀田小、三木小、三木里小学校の統合）

次に、賀田小、三木小、三木里小学校の統合についてであります。

これまで、保護者代表、地区代表、学校職員、教育委員会事務局による統合準備会及び統合委員会を合計7回開催し、地域とともにある学校づくりをはじめ、特色ある教育活動やスクールバスの安全運行等について協議を行ってまいりました。

協議内容につきましては、「統合準備会・統合委員会だより」としてまとめ、3小学校の保護者の皆さんに配布するとともに、各コミュニティセンターへの掲示や市ホームページに掲載して周知を図っているところであります。

今月には、統合する3小学校と、統合に伴い賀田小学校内へ移転する三木幼稚園で、それぞれ保護者説明会を開催し、協議内容についてご説明をさせていただき、概ねご理解をいただきました。

新年度には、保護者の皆さんや地域の方々の力をお借りして、学校教育活動を支援する「ふるさと応援団」を設置し、地域の自然や歴史、文化、伝統など、ふるさと教育の支援や、防災対策など子供たちの安全・安心確保のための支援、また、学校の環境整備や学校行事などへの支援に、ご協力をいただきたいと考えております。

また、学校の特色化の取り組みといたしましては、三重大学との共同研究により、賀田小学校と輪内中学校をモデル校として位置づけ、小中連携した9か年の英語カリキュラムを開発し、英語教育の充実を図ってまいります。

一方、環境整備の取り組みといたしましては、「みえ森と緑の県民税市町交付金」を活用した尾鷲ヒノキ製の組み立て式の机、椅子を親子で協力して作製し、賀田小学校の全児童に配置することにより、快適な教育環境の整備とともに、統合校への一体感を高めてまいりたいと考えております。

今後、このような取り組みを一層進め、「何よりも子供たちが統合して良かった。」と、思えるような学校づくりに取り組んでまいります。

(生涯教育の推進)

次に、生涯教育の推進についてであります。

本市における生涯教育は、尾鷲の自然や歴史・文化、人材など、地域資源を活用しながら、各種の生涯教育に関する情報提供や、学習の場の提供を進めております。

とりわけ、本年は、熊野古道が世界遺産登録15周年を迎えることもあり、本市におきましても、熊野古道の活用、保全、継承等の観点より、各課において関連事業を進めてまいりたいと考えております。

生涯教育の分野では、熊野古道をテーマとして、放課後子ども教室「いきいき尾鷲っ子」等の講座において、次代を担う子供たちを中心に、幅広い世代の皆さまにも、本市の熊野古道の文化や自然等について、再認識していただける企画を予定しております。

また、国の地方創生推進交付金を活用し、自然や地域コミュニティの豊かさなどを活かした、都市部にはない「教育・学び」の観点から、「わんぱく子育て」「本読み子育て」「見守り子育て」における各事業について、関係各課と連携しながら展開するとともに、都市部の移住希望者にこれらの情報を発信してまいります。

このように国や県等の事業も活用しながら、図書館、天文科学館、郷土室など、それぞれの分野の専門性を生かした事業を進め、中央公民館も含めた施設間の連携及び関係機関、団体、サークル等とも連携を図りながら、生涯教育の充実を推進してまいります。

(生涯スポーツの推進)

次に、生涯スポーツの推進についてであります。

「尾鷲市スポーツ推進計画」の基本理念である「だれもが楽しめるスポーツの振興 ～スポーツはみんなのもの やろらい尾鷲～」に基づき、生涯スポーツの推進を図ってまいります。

第76回国民体育大会については、2021年の秋に、三重県で開催されることが決定いたしました。

本市におきましても、「三重とこわか国体・三重とこわか大会尾鷲市実行委員会」がすでに発足しており、県や関係機関、団体等とも連携しながら、大会の周知や競技の普及促進、運営準備等について、推進してまいります。

国体の開催にあたりましては、新年度より生涯学習課内に国体・スポーツ振興係を設置するなど、体制強化を図るとともに、市民の皆さま方の総力を結集し、成功につなげてまいりたいと考えておりますので、今後とも、皆さま方のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

(獣害対策)

次に、獣害対策についてであります。

本市の獣害対策につきましては、獣害パトロール員による活動や、猟友会尾鷲支部の協力のもと、捕獲による積極的な頭数管理を実施してきたことで、被害報告の減少などがみられることから、一定の成果が出てきており、このことから、より被害を軽減するために獣害対策を継続する必要があります。

そのため、引き続き獣害パトロール員を雇用し、有害鳥獣への防除指導や、被害多発地域での追い払い、緊急的な捕獲活動などにより、粘り強い対策を継続してまいります。

また、ニホンジカ、イノシシ並びにニホンザルの捕獲に際して、国の補助金や「尾鷲みどりの基金」を活用した報償金制度を継続し、猟友会尾鷲支部の協力のもと捕獲強化を行い、農林業被害や生活被害などの軽減を図ってまいります。

さらに、追い払い活動など実施を検討している地区におきましては、県と連携を図りながら専門家を招いた獣害対策研修会を開催し、より効果的な被害軽減対策に向けた支援を進めてまいります。

(都市基盤整備)

次に、都市基盤整備についてであります。

本市の都市計画やまちづくりにつきましては、平成22年度に「尾鷲市都市マスタープラン」を策定し、本市の将来都市像や土地利用、都市施設整備の方針などを取りまとめております。

同計画は目標年次を2030年としているところではありますが、策定後、概ね10年が経過し、本市を取り巻く社会情勢や都市環境に変化が生じていること、さらには、尾鷲三田火力発電所の跡地利用を含め、地域の活性化につながるまちづくりを、より一層進める必要があることから「尾鷲市都市マスタープラン」の見直しを進めてまいります。

今後、上位計画である「三重県都市計画区域マスタープラン」の改定作業の進捗状況等も考慮しながら、都市計画基礎調査の実施など、具体的な見直し作業に取り組んでまいります。

次に、主要な都市基盤整備事業についてであります。

先ず、東紀州地域の都市づくりの根幹となる近畿自動車道紀勢線熊野尾鷲道路のⅡ期工事は、昨年12月に事業区間最大の尾鷲第4トンネルの南部工事の着工式が挙行されるなど、事業が鋭意進められております。

当地域にとって、近畿自動車道紀勢線の整備は、近い将来発生が危惧される南海トラフ巨大地震等に対する「命の道」としての役割のみならず、産業の活性化や観光誘客の推進などの取り組みが、より一層効果をもたらすためにも不可欠であります。

本市といたしましても、今後も引き続き、紀伊半島一周高速道路の早期整備に向けて、東紀州地域の5市町と連携して国や県に要望を行うとともに、整備が推進される高規格幹線道路のネットワークを、本市の活性化に最大限結び付けるための検討や対策を進めてまいります。

次に、本市の防災対策上の重要な役割を担うとともに、国道42号と市街地や港エリアの一体性を高める重要な道路となる、都市計画道路尾鷲港新田線であります。

当路線は、事業主体である県において、計画路線上にある用地買収及び建物補償等が鋭意進められているところであり、本市といたしましても、折橋墓地の移転に伴う新墓地の造成に向けた県との協定締結や、現地の測量・調査、設計等を進めてまいります。

今後も、当路線の早期供用に向け、地元の皆さまのご理解とご協力をいただきながら、県と一体となって取り組んでまいります。

（広域ごみ処理の推進）

次に、広域ごみ処理の推進についてであります。

広域ごみ処理の推進につきましては、広域で連携して施設を集約し、効率的なごみ処理体制を構築することで、焼却施設の建設費用や維持管理費等の負担が軽減できることから、関係市町においては共通の課題であるという認識のもと、新たなごみ処理施設を早期に整備することが必要である、との考えで一致しております。

本年1月17日には、東紀州5市町の首長会議を開催し、広域ごみ処理に係る一部事務組合設立準備会の設置内容について確認を行い、基本的な合意がなされました。

このことにつきましては、先日の行政常任委員会でご報告させていただいており、関係市町につきましてもそれぞれの議会に報告することとなっております。

今後は、一部事務組合の設立に向けた協議を進めるため、来月末に関係市町とごみ処理広域化の推進に関する基本合意書を交わした上で、本年4月には一部事務組合設立準備会を設置してまいりたいと考えております。

そして、一部事務組合設立準備会におきましては、施設整備の検討や一部事務組合設立に向けての条例案の作成など、十分な調整・協議を行いながら、迅速かつ着実に事業を進めてまいります。

（良好な生活環境の保全）

次に、良好な生活環境の保全についてであります。

本市では、公共用水域の水質保全を図るため、家庭から排出される未処理の生活雑排水を適正に処理することにより、環境への負荷を低減させていく必要があります。

このことから、これまで転換時に係る撤去費用及び配管費用に対する補助制度拡充や県が新設に対する補助を廃止した際にも、市の負担を増やすことで、市民の皆さまの合併処理浄化槽の設置については、支援し続けてきております。

しかしながら、国においては、新築家屋の浄化槽設置は合併処理浄化槽が義務付けられていることなどから、新年度からの汚水処理の未普及解消につながらない、新築家屋の浄化槽設置、及び合併処理浄化槽の更新は、原則的に補助対象外とする見直しを図る予定である、と県より報告を受けております。

ただし、新年度の国からの補助金については、経過措置が設けられる予定でありますので、本市といたしましては、2020年度以降の新築家屋の浄化槽設置、及び合併処理浄化槽の更新における補助金の在り方について、国及び県の動向を注視し、早急に検討を行ってまいります。

(水道事業中長期経営計画の策定)

次に、水道事業中長期経営計画の策定についてであります。

現在、本市の水道事業を取り巻く環境につきましては、過疎・高齢化による給水人口や大口需要の減少に伴う、水道料金の収入減が続く一方で、高度成長期に整備した施設の更新や、南海トラフ巨大地震などの大規模災害に備えた耐震整備など、多大な費用が必要となり、今後の経営環境は厳しくなっていくことが想定される場所があります。

このような状況の中、事業を継続していくためには、現状を的確に把握・分析し、効率化とコスト削減に努めた経営を行い、適切な更新により施設や管路の健全性を維持していくことが必要であることから、今後の中長期的な経営の指針となる基本計画を策定し、将来にわたり安全で安心な水の安定供給に努めてまいります。

(水道水源区域の安全・安心)

次に、水道水源区域の安全・安心についてであります。

「市民の命の水」の保全につきましては、水道は市民の皆さまの日常生活に直結し、その健康を守るために欠かせないものであります。

このことから、安心して飲める清浄な「命の水」の安定供給を継続して行うため、尾鷲市水道水源保護条例の見直しにより水源地の安全の確保を図り、引き続き、水質や施設管理などに取り組んでまいります。

今後も、市民の皆さまや事業者の方々に、水源保護に係る施策についてご協力いただけるように、水が貴重な資源であることや、水源保護の大切さを広く周知してまいります。

（地域おこし協力隊及び定住移住の促進）

次に、地域おこし協力隊及び定住移住の促進についてであります。

本市におきましては、人口減少や高齢化が進み、地域力の低下が懸念されるなど、地域の担い手となる人材の確保が重要な課題となっていることから、都市部の優秀な人材を地域の新たな担い手として受け入れる、「地域おこし協力隊」事業の取り組みを進めております。

現在、市内各地区におきまして、地区それぞれにおいて協議を進め、明確なミッションを確立し、計8人の隊員が、それぞれのミッションに対し、積極果敢に取り組んでいるところであります。

各地区の隊員には、地域における行事やイベントの応援、地域資源を活用した地場産品の開発や販路拡大、事業承継等による地域力の維持・強化に向けて、活躍していただけることを期待しているところであります。

次に、定住・移住の支援につきましては、本年1月末現在で、市外からの定住移住者数が41人と年々増加傾向にあり、過去3年間も含めた累計移住者数は、226人と着実に成果を上げております。

今後も、「NPO法人おわせ暮らしサポートセンター」と連携しながら、移住相談会や体験住宅による「おわせ暮らし体験」を実施するほか、地域と連携し積極的な情報発信を行うなど、定住移住者数の増加に向け、取り組んでまいります。

（ふるさと納税について）

次に、ふるさと納税事業についてであります。

本年度分のふるさと納税の寄附申し込み状況は、本年1月末で約4,697件、1億209万4千円と、おかげさまで、前年度同月末と比較して、約1,476万9千円、率にして約17パーセント増という状況であります。

この場をお借りして、ご厚情を賜った全国の寄附者の皆さまに厚く御礼を申し上げます。

この増額の要因といたしましては、返礼品に本市の特産である鮮魚を中心とした魚介類はもとより、新たに甘夏などの柑橘類や、本市を訪れていただくための「夢古道の湯」の入浴券、「地魚さばき体験付漁村暮らし体験」などを加え、バラエティ豊かな返礼品を多数用意したことによるものと考えております。

さらに、本市のふるさと納税への認知度拡充を図るため、新年度から新たなポータルサイトを加え、寄附の受付窓口を広げ、事業の推進を図ってまいります。

これらの取り組みにより、尾鷲から離れた方々の愛郷の心を育むことや、今まで本市と縁のない方々が、新たに「第2のふるさと」として「尾鷲を応援したい」との思いを持っていただくことなどに期待しているところであります。

(提案説明)

続きまして、今回提案しております議案等について説明いたします。

議案書の表紙の次のページをご覧ください。

このページは提出議案の目次となっております。

本定例会の提出案件は、議案第3号から諮問第2号までの32件としております。

議案の内訳といたしましては、条例の制定及び一部改正等が12件、予算関連が11件、その他が7件、諮問が2件であります。

それでは、各議案等について説明いたします。

1ページの議案第3号「尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について」につきましては、多様化・高度化する行政ニーズに対応するため、知識や経験又は優れた識見を有する者を、事務の種類や性質に応じ、複数年の任期を定め採用できる制度で、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条第1項及び第2項、第4条、第5条、第6条第2項並びに第7条第1項及び第2項並びに地方公務員法第24条第5項の規定に基づき採用するため、必要な事項を定めるものであります。

次に、8ページをご覧ください。

議案第4号「職員の給与に関する条例の特例を定める条例の制定について」につきましては、本市の厳しい財政状況を鑑み、財政の健全化に資するため、新年度の職員の期末勤勉手当を4パーセント減額するため、特例条例を制定するものであります。

次に、10ページの議案第5号「尾鷲市学校施設の開放に関する条例の制定について」につきましては、市民のスポーツ活動を促進するため、学校教育に支障のない範囲で、「尾鷲市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則」により、学校施設の効率的な利用を図っているところではありますが、使用料の規定に関する条例が未整備であることから、必要な事項を定めるものであります。

次に、14ページの議案第6号「尾鷲市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について」につきましては、長時間労働の是正のため、民間労働法制においては、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」により、罰則付きの時間外労働の上限規則等が導入され、原則として本年4月から施行されることとなっております。

また、昨年8月、人事院の「公務員人事管理に関する報告」において、超過勤務命令を行うことができる上限を、人事院規則で定めるなどの措置を講じるとされ、本年4月より適用すべく人事院規則の改正等が進められております。

地方公務員についても、地方公務員法第24条第4項における「^{きんこう}均衡の原則」により、国家公務員の措置等を踏まえ、超過勤務命令を行うことができる上限を定める所要の措置を講じる必要があり、本条例の一部を改正するものであります。

なお、規則委任する具体的事項につきましては、国から示される規則準則の改正試案を受けて、規則改正を行う予定であります。

次に、16ページの議案第7号「尾鷲市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について」につきましては、平成30年人事院勧告により、6月、12月の期末手当の支給率が同率となったことによる条例の一部改正であります。

次に、18ページの議案第8号「市長の給与等に関する条例の特例を定める条例等の一部改正について」につきましては、議案第4号における職員の期末勤勉手当の減額措置に併せ、私をはじめ三役の期末手当の減額率をさらに5%引き上げるとともに、議案第7号の議員の期末手当と同様に、6月、12月の期末手当の支給率を同率とするための一部改正であります。

次に、20ページの議案第9号「職員の給与に関する条例の一部改正について」につきましては、独自の人事委員会が存在しない本市にあっては、例年、国の人事院勧告に準拠して給料表及びその他

諸手当の改正を行ってきましたが、平成30年人事院勧告につきましては本市財政の状況を鑑み、12月議会への上程を見送りました。

しかし、近隣自治体との給与格差は、人材確保にも影響が出る恐れもあることから、平成30年人事院勧告を本年4月1日適用で準拠し、本条例を改正するものであります。

改正内容といたしましては、民間と格差のある行政職初任給を1,500円、看護職初任給を1,700円引き上げ、若年層についても1,000円程度の改定とし、その他は400円の引き上げを基本に、平均で0.2%の改定率とするものであります。

また、期末勤勉手当の支給月数を0.05月分引き上げ、年間支給月数を4.45月分とし、6月、12月の期末手当の支給率を同率とするための改正であります。

次に、36ページをご覧ください。

議案第10号「尾鷲市地区コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正について」につきましては、本年度から試行しておりました各地区コミュニティーセンターの土曜日・日曜日の休館日につきましては、各地区とも適切に運営されており、各地区区長及び運営委員、センター主事の意見をもとに、土曜日・日曜日の休館日を正式なものにするための改正であります。

次に、38ページの議案第11号「尾鷲市福祉医療費の助成に関する条例の一部改正について」につきましては、福祉医療費の助成において、子ども医療費並びに一人親医療費の受給資格者のうち、6歳未満の子どもを対象に、医療機関に支払うべき費用を、本人に代わり当該保険医療機関に支払うことができる助成方法、いわゆる「窓口無償化」を追加するため、本条例の一部を改正するものであります。

次に、40ページの議案第12号「尾鷲市斎場条例の一部改正について」につきましては、別表に記載する「市内の人」「市外の人」の区分が不明瞭であることから、備考に「市内」及び「市外」の区分を明示するものであります。

次に、４２ページの議案第１３号「尾鷲市水道水源保護条例の一部改正について」につきましては、本条例の対象事業に「建設汚泥（建設工事に係る掘削工事から生じる泥状の掘削物及び泥水のうち産業廃棄物として取り扱われるもの）由来のものを使用した事業」を加えるものであります。

また、目的や定義の整理をはじめ、事業着手の制限に係る６０日間の考え方、審議会から事業者への追加資料の請求権などに関する記述の一部改正であります。

次に、４５ページの議案第１４号「尾鷲市水道事業布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正について」につきましては、学校教育法の一部を改正する法律等の施行及び技術士法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、厚生労働省関係省令の整理等に関する省令が本年４月に施行されることとなり、水道法施行規則の一部が改正となることから、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格基準を定める本条例の一部を改正するものであります。

次に、４７ページの議案第１５号「平成３１年度尾鷲市一般会計予算の議決について」から、５７ページの議案第２５号「平成３０年度尾鷲市水道事業会計補正予算（第２号）の議決について」までの１１議案について説明いたします。

（予算編成方針）

本市の財政状況は、平成２９年度決算における経常収支比率が、依然として県下１４市中で下から４番目の９６．９％となるなど、財政の硬直化と財政運営の困難さが拡大しております。

また、東日本大震災以降、緊急防災・減災の観点から、小・中学校、保育園、橋梁等の公共施設の耐震整備を積極的に行い、市民の皆さまの安全・安心な環境整備を推し進めていることから、平成２９年度末の地方債残高が１０７億７８５万７千円となっております。

歳入においては、昨年度の市税収入では、差押え等の滞納整理の推進により、収納率は向上しているものの、人口減少、地域経済の低迷等により、収入額は減少しており、今後の見通しについても、大幅な増収は見込めず、また、地方交付税については、地方財政計画において前年度規模は確保されておりますが、地方の安定的な行財政運営に必要な総額が確保されるかは、予断を許さない状況にあります。

歳出においては、社会保障関係経費や過去に発行した地方債に係る公債費など、義務的経費の増加が見込まれており、一般財源所要額の増加は避けられない状況となっております。

歳入の減少及び歳出の増加により、一般財源の不足は必至の事態であることから、尾鷲市財政再建委員会において、一般財源削減目標額の検討をおこない、その削減目標額を、平成30年度当初予算一般財源比で2億5千万円と定めたところであります。

厳しい財政状況の中にあっても、本市が抱える様々な行政課題を解決し、持続可能な行財政運営を維持する必要があることから、従来の事業構築、予算形成にとらわれることなく精査を行い、施策・事業実施においては、最大限の事業成果を目指すとともに、歳出の中身については、必要性、有効性、効率性、公平性などの観点から徹底的に分析し、無理・無駄を排除した予算としております。

(当初予算の規模)

それでは、平成31年度当初予算について説明いたします。

お手元に配付の「平成31年度当初予算主要事項説明」の1ページをご覧ください。

当初予算の規模は、一般会計で対前年度比3.4%増の94億5,572万3千円、特別会計の国民健康保険事業会計は、3.3%減の24億2,655万8千円、後期高齢者医療事業会計は、1.0%減の6億939万2千円、公共下水道事業会計は、41.2%減の62万6千円、企業会計においては、病院事業会計で、5.4%増

の50億1,958万3千円、水道事業会計で、1.1%増の8億4,546万7千円、各会計を合わせた予算総額を対前年度比2.7%増の183億5,734万9千円とするものであります。

(歳入予算の状況)

次に、一般会計歳入予算の主なものについて説明いたします。

2ページをご覧ください。

1款、市税は、償却資産の大幅な減少見込みによる、固定資産税等の減により、前年度比8.3%減の19億4,585万8千円を計上しております。

2款、地方譲与税から5款、株式等譲渡所得割交付金までは、過去の歳入実績、景気動向等を勘案し、必要に応じて減額した額を計上しております。

6款、地方消費税交付金は、本年10月に予定されている、消費税率の改定による増額を見込んでおります。

7款、自動車取得税交付金は、新車購入時に賦課される、自動車取得税が本年9月末をもって廃止となることから、41.4%の減を見込んでおります。

8款、環境性能割交付金は、廃止となる自動車取得税に代わり、新たに創出される自動車税環境性能割に係る交付金として、341万4千円を見込んでおります。

9款、地方特例交付金は、本年10月に実施が予定されている、幼児教育の無償化に係る費用に対して、初年度国庫負担分として交付が予定されている、子ども・子育て支援臨時交付金分を増額し、計上しております。

10款、地方交付税は、普通交付税で、基準財政需要額において、公債費の増額及び個別算定経費の減額を勘案し、減額と見込んだものの、基準財政収入額の大幅な減額が見込まれることから、普通交付税で1億2,800万円の増額、特別交付税では、新年度の実施事業及び過去の実績を勘案し、3,000万円の増額を見込み、地

方交付税総額で4.7%増の35億4,300万円を計上しております。

12款、分担金及び負担金は、幼児教育の無償化による、現年度分保育所入所保護者負担金等の減により1億2,103万3千円を計上しております。

14款、国庫支出金は、扶助費及び普通建設事業費等に対する費用として、8億5,255万2千円を計上しております。

15款、県支出金は、水産物供給基盤機能保全事業費補助金、3,275万5千円の減額などにより、6.5%減の5億6,742万4千円を計上しております。

16款、財産収入は、管財関係土地貸付料、立木売払収入の減少により、22%減の2,874万円を計上しております。

17款、寄附金は、過去の収入実績を勘案し、ふるさと応援寄附金1億2,000万円を計上しております。

18款、繰入金は、財政調整基金繰入金で4億2,655万2千円、減債基金繰入金で1億3,500万円、ふるさと応援基金繰入金で1億515万1千円、都市計画事業基金繰入金で1億2千万円などにより、8億2,224万7千円を計上しております。

20款、諸収入は折橋墓地移転事業に伴う補償金の増加により、39.2%増の1億3,688万7千円を計上しております。

21款、市債は、水産基盤ストックマネジメント事業債等が減少したものの、本庁舎耐震改修事業債等の増加により、32.1%増の7億4,810万円を計上しております。

(歳出予算の状況)

次に、一般会計歳出予算の主なものについて説明いたします。

4ページをご覧ください。

人件費、扶助費、公債費の義務的経費につきましては、対前年度比3.4%増の44億7,652万7千円となっております。

先ず、人件費は、定年退職者の増加による退職手当の増などにより、4.2%増の14億5,200万4千円を計上しております。

扶助費は、共同生活援助事業費1,339万4千円などが増額となったものの、扶助費2,161万5千円の減額などにより、0.6%減の17億7,516万2千円を計上しております。

公債費は、平成10年度に借入れを行いました減税補てん債などの償還が完了したものの、緊急防災・減債事業債、過疎対策事業債の償還額の増額などにより、8.6%増の12億4,936万1千円を計上しております。

次に、その他の経費のうち物件費は、広域ごみ処理施設整備基本構想等策定業務委託料2,043万8千円の^{かいぞう}皆増、光熱水費で、幼稚園及び小中学校への空調設備設置による増加等を見込み、2,021万4千円の増額となったものの、クリーンセンター包括複数年整備運営管理業務委託料1,782万円、臨時雇賃金1,197万1千円の減額などにより、1.0%減の16億6,867万9千円を計上しております。

補助費等は、三重紀北消防組合負担金で3,052万2千円の増額となったものの、病院事業会計負担金5,000万円、地域おこし協力隊の報償費748万8千円の減額などにより、5.1%減の12億1,531万4千円を計上しております。

積立金は、歳入でのふるさと応援寄附金の計上に伴い、同額をふるさと応援基金に積み立てることにより、1億2,000万円を計上しております。

繰出金は、国民健康保険事業特別会計繰出金で653万円の減額となったものの、紀北広域連合分担金779万7千円の増額により、昨年度並みの11億1,239万3千円を計上しております。

次に、投資的経費についてであります。

普通建設事業費は、補助事業費で、水産基盤ストックマネジメント事業費、農山漁村地域整備交付金事業費の減額などにより、44.0%減の1億2,095万5千円を計上、単独事業費で、本庁舎耐

震事業に係る工事請負費、墓地移転事業に係る設計等業務委託料を新たに計上したことにより、50.9%増の6億1,894万1千円の計上となり、総額で18.9%増の7億9,747万5千円を計上しております。

続きまして、債務負担行為について説明いたします。

19ページをご覧ください。

これにつきましては、新年度以降における事業の円滑な執行のため、債務負担行為を設定するものであります。

事項、期間及び限度額につきましては、表のとおりであります。

(特別会計)

続きまして、特別会計について説明いたします。

20ページをご覧ください。

国民健康保険事業特別会計につきましては、保険給付費の減少見込み等により、対前年度比3.3%減の24億2,655万8千円を計上しております。

次に、21ページをご覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計につきましては、広域連合負担金の減額などにより、1.0%減の6億939万2千円を計上しております。

次に、公共下水道事業特別会計につきましては、1件の公共下水道整備事業債の償還が完了したことから、41.2%減の62万6千円を計上しております。

(企業会計)

続きまして、企業会計について説明いたします。

22ページをご覧ください。

病院事業会計につきましては、対前年度比5.4%増の50億1,958万3千円を計上しております。

業務の予定量は、入院患者数が1日平均184人、年間延べ6万7,271人、外来患者数が1日平均394人、年間延べ9万4,502人を見込んでおります。

収益的収入及び支出につきましては、収入で43億9,281万3千円、支出で45億6,884万9千円を計上しております。

資本的収入及び支出につきましては、収入で3億1,749万円、支出で4億5,073万4千円を計上しており、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、1億3,324万4千円は、一時借入金で措置するものとしております。

続きまして、債務負担行為について説明いたします。

自動火災報知設備整備事業は、本年度に設計を行いました自動火災報知設備について、2019年度から2020年度にかけて工事を実施するものであり、期間を2020年度まで、限度額を1,837万円とするもので、学資貸与金は、期間を2020年度から2023年度まで、限度額を1,200万円とするものであります。

続きまして、企業債について説明いたします。

平成31年度尾鷲市病院事業会計予算書の2ページをご覧ください。

企業債につきましては、先ず、上段の附帯設備整理事業については、特別損失の災害による損失で計上する煙突解体工事費及び監理費に充当するもので、限度額を5,970万円、中段の医療機器整備事業については、建設改良費の医療器械購入に充当するもので、限度額を9,610万円、また、下段の附帯設備整備事業については、建設改良費の自動火災報知設備工事費等に充当するもので、限度額を3,000万円とするものであります。

利率、起債の方法等につきましては、記載のとおりであります。

次に、一時借入金につきましては、一般会計負担金の減や、費用の増加により、純損失の増加が見込まれ、年度途中において資金不足となる額が現在の限度額を超過することが見込まれることから、限度額を6億円から8億円に増額し、設定するものであります。

次に、当初予算主要事項説明の23ページにお戻りください。

水道事業会計につきましては、対前年度比1.1%増の8億4,546万7千円を計上しております。

業務の予定量は、給水戸数9,335戸、年間総給水量356万699立方メートル、一日平均給水量9,729立方メートルを見込んでおります。

収益的収入及び支出につきましては、収入は5億1,852万7千円、支出は5億3,053万9千円を計上しております。

資本的収入及び支出につきましては、収入は7,070万5千円、支出は3億1,492万8千円を計上し、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、2億4,422万3千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額並びに当年度分損益勘定留保資金等で補てんするものであります。

(補正予算)

続きまして、平成30年度補正予算について説明いたします。

今回の補正予算は、事業費の確定等による減額補正が主なものであります。

それでは、お手元に配付の「平成30年度一般会計補正予算(第8号)主要事項説明」の1ページをご覧ください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で918万5千円を追加し、国民健康保険事業会計で1,169万4千円を減額、後期高齢者医療事業会計で1,380万8千円を追加、病院事業会計では、歳入で120万円を追加、歳出で6,179万1千円を追加し、水道事業会計では、歳入で1,243万5千円、歳出で2,231万円をそれぞれ減額し、これにより各会計を合わせた予算総額を190億7,949万9千円とするものであります。

先ず、一般会計から説明いたします。

2ページをご覧ください。

歳入の主なものについて説明いたします。

1 款、市税 1, 8 1 3 万円の増額は、市民税において、当初の見込みより調定額の増額を、固定資産税でソーラーパネル設置等の減少、市たばこ税において、加熱式たばこへの移行者の増加に伴う減額を見込んだことなどによるものであります。

1 3 款、国庫支出金 1, 7 5 4 万 8 千円の減額は、保育士の給与単価の改定による児童保護措置費負担金の増額、社会資本整備総合交付金事業において、内示額の変更により、事業量を調整したことによる事業費の確定による減額が主なものであります。

1 4 款、県支出金 3, 5 8 9 万 9 千円の減額は、農山漁村地域整備交付金等の事業費の確定等に伴う減額によるものであります。

1 5 款、財産収入 6 8 5 万 6 千円の増額は、送電線接近木の売却等によるものであります。

2 0 款、市債 1, 6 5 0 万円の増額は、事業費の確定による減額と、過疎対策事業債ソフト分として 2, 6 2 0 万円の追加が認められたことなどによるものであります。

次に、歳出であります。3 ページをご覧ください。

各款別の補正額は、一覧表に記載のとおりであります。

ほとんどの事業において、事業費の確定等に伴う減額補正でありますので、主に増加したものについて説明させていただきます。

4 ページをご覧ください。

各款共通の一般職職員手当等 1, 8 2 6 万円の増額は、普通退職者増加による、退職手当の増額が主なものであります。

総務費の財産管理費では、今回の事業費の確定等に伴う減額に基金運用収入を加えた 1 億 6, 3 6 1 万 6 千円を財政調整基金に、当初予算において尾鷲みどりの基金を充当しておりました、事業費の確定に伴う積戻し分に、基金運用収入を加えた 1 9 2 万 8 千円を、尾鷲みどりの基金に積み立てるものであります。

5 ページをご覧ください。

民生費の児童措置費では、保育所事業にかかる公定価格単価の改正及び1～2才児の入所児童増加等による、保育所運営費855万5千円の増額であります。

6ページをご覧ください。

土木費の街路事業費では、県営尾鷲港新田線整備事業の事業量増加に対する、街路事業地元負担金2,120万円の増額であります。

続きまして、繰越明許費について説明いたします。

7ページをご覧ください。

7款、土木費、3項、河川費、急傾斜地崩壊対策事業につきまして、年度内での事業実施が困難であるため、繰越事業として実施するものであります。

続きまして、債務負担行為補正について説明いたします。

いずれの事業につきましても、入札等による事業費の確定により、限度額をそれぞれ変更するものであります。

続きまして、特別会計について説明いたします。

8ページをご覧ください。

国民健康保険事業特別会計につきましましては、1,169万4千円を減額し、歳入歳出予算総額を26億5,802万7千円とするものであります。

歳入では、12月までの実績等の精査により、国民健康保険税136万9千円の減額、一般被保険者に係る療養給付費等県支出金の減などによる県支出金1,254万円の減額、職員給与費等繰入金の見込みの減、今回の補正財源として財政調整基金からの繰入金534万1千円の増額などによる繰入金220万6千円の増額が主なものであります。

歳出では、一般被保険者療養給付費の減などによる保険給付費946万6千円の減額、事業費確定による保健事業費161万3千円の減額が主なものであります。

9ページをご覧ください。

後期高齢者医療事業特別会計は、1,380万8千円を追加し、歳入歳出予算総額を、6億3,528万8千円とするものであります。

歳入では、後期高齢者医療の事業運営及び基盤安定負担金等の見込み額確定に伴う、一般会計繰入金、642万2千円の減額、療養給付費市町負担金前年度精算金により諸収入2,004万円の増額であります。

歳出では、額の確定に伴う、広域連合負担金623万2千円の減額、前年度療養給付費の精算による、一般会計繰出金の増に伴う諸支出金2,004万円の増額であります。

続きまして、企業会計について説明いたします。

10ページをご覧ください。

病院事業会計補正予算につきましては、収益的支出で、医業費用1,952万9千円の減額は、支払実績に基づく給与費1,229万4千円の減額、医療機器賃借料や医師派遣に係る委託料及び負担金の実績に伴う経費723万5千円の減額であります。

医業外費用8,188万2千円の増額は、修学資金免除分119万9千円の追加、控除対象外消費税の予算計上による8,067万円の追加が主なものであります。

なお、この控除対象外消費税については、貯蔵品及び建設改良費に係るものであります。

これまでは、貯蔵品に係る消費税は、当初予算第11条において「たな卸資産購入限度額」として、消費税分も含めて予算計上していること、建設改良費に係る当初予算第4条において「資本的支出」として、消費税分も含めて予算計上していたところであります。

さらに、この控除対象外消費税は、日常の経理処理の中で予算執行するものではなく、決算処理の中で消費税を計算する際に算出されてくることから、収益的支出に控除対象外消費税としての計上は必要ないと解釈していたところです。

しかしながら、他の公立病院などの予算計上方法などを調査した結果、収益的支出として控除対象外消費税を計上することが適切だと判明したため、今回、計上するものであります。

また、資本的収入及び支出における収入では、医療機器整備事業債の企業債110万円の増額、昨年11月に患者ご家族からご寄附いただいたことによる寄附金10万円の増額、合計120万円の増額であります。

支出では、洗濯乾燥機更新工事の入札差金に伴う、工事請負費56万2千円の減額であります。

債務負担行為の補正は、本年4月から、三重大学東紀州地域医療学寄附研究部門が設置されることに伴い、当該寄附研究部門からの医師派遣等に係る経費について、新年度以降における事業の円滑な執行のため、債務負担行為を追加で設定するもので、期間は2019年度から2020年度まで、限度額は1,918万円であります。

企業債の補正は、医療機器整備事業について、自動身長計付じどうしんちょうけいつきたい体組成計そせいけいの更新に充当するもので、限度額110万円の増額であります。

続きまして、11ページをご覧ください。

水道事業会計の補正予算につきましては、収益的収入及び支出の収入では、営業収益は給水収益を309万1千円の減額、及び無収給水に対する他会計負担金を15万9千円増額することにより、合計293万2千円の減額、営業外収益は受取利息の増額、他会計補助金の減額により、2万5千円の増額であります。

支出では、営業費用は額の確定による委託料の減額などにより、1,201万4千円の減額、営業外費用は企業債の支払利息の減額、消費税納付額の増額により、148万6千円を増額するものであります。

資本的収入及び支出の収入では、給水加入金の増額、建設改良費の減額に伴う企業債などの減額により、952万8千円の減額であります。

支出では、上水道及び簡易水道に係る工事請負費などの建設改良費の減額により、1,178万2千円を減額するものであります。

次に、議案書に戻りまして、58ページをご覧ください。

議案第26号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について」から、60ページの議案第28号「尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定について」までの3議案につきましては、公の施設管理の指定管理を行うにあたり、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

指定管理者と指定期間につきましては、議案第26号「尾鷲市コミュニティバスの指定管理者の指定について」では、指定管理者を「三重交通株式会社」に、指定の期間は平成32年3月31日までの1年間であります。

次に、59ページの議案第27号「尾鷲市高齢者サービスセンターの指定管理者の指定について」では、指定管理者を「社会福祉法人 尾鷲市社会福祉協議会」に、指定の期間は平成32年3月31日までの1年間であります。

次に、60ページの議案第28号「尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定について」では、指定管理者を「株式会社熊野古道おわせ」に、指定の期間は平成34年3月31日までの3年間であります。

以上をもちまして、議案第3号「尾鷲市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について」から議案第28号「尾鷲市地域資源活用総合交流施設の指定管理者の指定について」までの26議案についての説明とさせていただきます。

何とぞよろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

(降壇)

(登壇)

それでは、議案第29号「尾鷲市監査委員の選任について」から、議案第32号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」までの4議案につきまして、説明いたします。

議案書の61ページをご覧ください。

先ず、議案第29号「尾鷲市監査委員の選任について」につきましては、本市、監査委員のうち、財産管理及び事業の経営管理について、専門知識、経験を有する者として選任をいたしておりました「千種伯行^{ちくさのりゆき}」氏の任期が、本年2月28日をもって満了することに伴い、後任に人格高潔で、財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する「福本和行^{ふくもとかずゆき}」氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、63ページの議案第30号から議案第32号までの「固定資産評価審査委員会委員の選任について」につきましては、本市の固定資産評価委員会の委員は、固定資産の評価について学識経験を有する3人の委員で構成されており、その3人の委員の任期が、本年3月31日に任期満了となりますが、現委員であります「植松顕哉^{うえまつあき}」氏、「北村綾子^{きたむらあやこ}」氏、「丸林克彦^{まるばやしかつひこ}」氏を、引き続き委員として再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上をもちまして、議案第29号「尾鷲市監査委員の選任について」から、議案第32号「固定資産評価審査委員会委員の選任について」までの4議案の説明とさせていただきます。

よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

(降壇)

(登壇)

それでは、諮問第1号及び諮問第2号の「人権擁護委員候補者の推薦について」につきまして説明いたします。

議案書の69ページをご覧ください。

本市の人権擁護委員は7人の委員で構成されており、その内2人の委員の任期が本年6月30日に任期満了となりますが、現委員であります「川上悦子」氏を、引き続き委員として再任し、新たに「内山恵美子」氏を人権擁護委員に推薦するものであります。

両氏とも、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解があることから、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

以上をもちまして、諮問第1号及び第2号「人権擁護委員候補者の推薦について」の説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

(降壇)